福祉用具購入費支給申請書等の記入上の注意点

１．**申請書**

・「購入種目」は、下表の種目名を記載してください。

・同一品目の重複購入はできませんので注意してください。

・申請年月日の記載及び被保険者の押印を忘れないようにしてください。

・販売事業者名及び指定事業所番号は必ず記載してください。

・「口座振込依頼欄」は、金融機関名(金融機関コード)・支店名(店舗コード)・種目・口座番号・口座名義人(フリガナ)を正確に記載してください。

◆＜受領委任払い＞の場合

・委託を受け受任する販売事業者は、必要事項を記載し、必ず押印してください。

◆＜償還払い＞の場合

・被保険者名義以外の口座に振込を希望される場合は、｢委任状兼口座振込依頼書｣に、必要事項を記載し、必ず押印してください。

２．**意見書**

・記入年月日を必ず記載してください。（購入日より前の日付となります）

・本人との関係は、「担当ケアマネジャー」、「理学療法士」などを記載してください。

・被保険者の身体の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等を総合的に勘案し、必要な特定福祉用具の種目、品目とその選定理由を具体的に記載してください。

・特定福祉用具購入にあたり関与した福祉用具専門相談員の氏名・資格を必ず記載してください。 (理学療法士・介護福祉士・保健師・看護師・義肢装具士・作業療法士等）

３.添付書類

●**請求書**　　種目、品目、商品名、金額がわかるもので、様式は任意です。

●**領収証**　　被保険者名義の原本を添付してください。　※ 返却が必要な場合は、その場でコピーしてお返しします。

●**委任状**　　被保険者及び家族以外の代理人が申請書を提出する場合に記載してください。

※ 「本人との関係」は担当ケアマネジャー、販売業者等、具体的に記載してください。

●**パンフレット等**　　特定福祉用具の概要が記載された書面 （浴室内すのこについては、予定する使用状況が分かる図面）

■介護保険の給付対象となる特定福祉用具

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　目 | 品　　　　　　　　　　　目 |
| １　腰掛便座 | 次のいずれかに該当するものに限る。  一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの  　　（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）  ・意見書での「１　据置式便座」  二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの  　・意見書での「2　補高便座」  三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの  　・意見書での「3　昇降便座」  四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器  (居室において利用可能であるものに限る。）  　・意見書での「4　ポータブルトイレ」 |
| ２　自動排泄処理装置の交換可能部品 |  |
| ３　入浴補助用具 | 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。  一　入浴用いす  二　浴槽用手すり  三　浴槽内いす  四　入浴台  浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの  五　浴室内すのこ  六　浴槽内すのこ  七　入浴用介助ベルト |
| ４　簡易浴槽 | 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの |
| ５　移動用リフトのつり具の部分 |  |
| ６　選択による購入用具 | 選択制による対象用具 |

＜参考＞

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十四号参考資料より)

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うも

のを含む。）。

② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。

③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。

④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室に

おいて利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、

法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経

路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品

は除かれる。

(3) 入浴補助用具

購入告示第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

① 入浴用いす

座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの　に限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容

易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第四項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

・複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、

次のとおり取り扱う。

① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目 して部分

ごとに一つの福祉用具として判断する。

② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が

含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、

法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老

人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当

する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象

とする。

(6) 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るため、福祉用具

の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与

と販売の選択制が導入され、具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具の

うち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖が対象となります。